

平成21年8月10日

「志賀原子力発電所における石川県・志賀町への連絡基準に係る覚書」

連絡区分Ⅲに係る連絡（平成21年7月分）について

本日、北陸電力㈱から、連絡基準に係る覚書連絡区分Ⅲ（保守情報として連絡することが適当なもの）に該当する事象の平成21年7月分の連絡があった。連絡のあった事象は、以下の1件。

1. タービン潤滑油の漏えいについて

定期検査中の志賀2号機で、7月16日（木）21時20分頃、運転員がタービン建屋地下2階の油清浄機室の床面に潤滑油が漏えいしていることを発見した。

油清浄機室は、油の漏えいを想定して防油堤を設置しており、今回の漏えいは、この防油堤に留まっていた。

また、漏えいした油の放射能分析を行ったが検出限界未満であり、外部への放射能の影響はなかった。

→油清浄機：主タービンおよびタービン駆動原子炉給水ポンプの潤滑油を浄化する装置

原子力安全対策室では、今後の立入調査により、北陸電力が実施する再発防止対策等について確認を行っていく。

連絡区分Ⅲ：原則として翌月10日までに連絡するもの

参 考：北陸電力HP

<http://www.rikuden.co.jp/mreport/index.html>

平成21年8月10日

原子力安全対策室

県庁内線 4234

直 通 076(225)1465